

平成30年4月20日（金）

平成30年第4回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成30年第4回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、15番・仲里長造委員、16番・砂川明寛委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉氏を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から9番は、議案書11ページから19ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、佐和田漁港の南側に位置し、譲受人は家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、島尻地区に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、島尻地区に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古養護学校の近辺に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

受付番号5番の説明をいたします。場所は、狩俣の雪塩工場の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古高校から上野方面の宮川園芸西側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、久貝集落の西側に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は、福南公民館の北側に位置し、譲受人は夫婦で機械等も所有し畜産経営農家で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 2 区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、上野中学校から平良向け 1.3 km のニャガリ地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（有償移転）受付番号 1 番から 9 番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第 1 号中、農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地法第 3 条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、3 件でございます。受付番号 10 番から 12 番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号 10 番から 12 番までは、議案書 20 ページから 22 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は城辺長間地区に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は更竹病院の東側に位置し、譲受人は30年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、上野消防出張所から宮国集落向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号10番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題としますが、3番・野崎達男委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

《 3 番委員退室 》

議 長：それでは、再開します。改めまして事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。
受付番号13番から20番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号13番から20番は、議案書23ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号13番から20番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。
では、3番委員の入室・着席を認めます。

《 3 番委員入室・着席 》

議 長：次に日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、19件でございます。
受付番号1番から19番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落から新里集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、前里集落から佐和田集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・カボチャ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、大福牧場の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は、長間集落のホテルとみえの東側に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

議長：次に受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、狩俣中学校の南西に位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。
受付番号7番の説明をいたします。場所は、狩俣集落から池間大橋向けに位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松の松田整形外科十字路西側50㍍に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、福嶺小学校から保良集落向け300㍍に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は福里給油所北側50㍍に位置し、譲受人はサトウキビ栽培と畜産経営農家で採草地の管理です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、下北公民館付近の整備事業地区で、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場から山中集落向けと川満最終処分場近辺に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ農家です。

議長：次に受付番号13番と14番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、洲鎌集落から来間大橋向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

受付番号14番の説明をいたします。場所は、与那覇集落と上地集落間に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、上野中学校から新里集落向け600㎡に位置し、譲受人は果樹栽培です。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。申請地は譲受人が家族経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、伊良部中学校の東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号18番と19番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号18番と19番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は9件でございます。
受付番号1番から9番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。申請者の譲受人は農業生産法人を立ち上げて畜産経営とマンゴー栽培農家で、申請地には採草地の管理です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、前里集落から佐和田集落向けに位置し、譲受人は機械等も所有して野菜・カボチャ栽培農家です。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、比嘉ロードパーク南側の土地改良区で譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下南公民館北側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮島スーパーから友利公民館向けに位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地管理です。

議長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、大福牧場西側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜栽培農家です。

議長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、長南公民館西側100㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、JA 伊良部支店南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

伊良部事務局：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、伊良部長浜集落から北東200㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

伊良部事務局：

今月の農用地利用配分計画案は6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

現地調査報告をいたします。平成30年4月10日（火）に調査員として13番田名委員、芳山会長、富永主任、事務局の土地局長、知花次長、砂川係長、上原主任、合計8名で午前9時30分から40分まで資料内容調整会議、9時40分から午後3時30分まで現地調査、4条申請1件、5条申請17件、非農地証明願3件の合計21件の調査を行い、午後3時30分から40分まで事務局にて調査内容調整会議の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、福里集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公益的施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号1番についてですが、この申請人は13町歩の土地を所有していて、今回の申請書等についても適格証明書等の調査が必要ではないかと思いますが。それと、現況は畑で参考資料等は遊休地となっていますが、どれが正しいですか。

土地局長：

今後、適格証明書等の調査を行い、申請書の現況についても遊休地であるため、顛末書の届出等についても提出させたいと思っています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、17件でございます。
受付番号1番から17番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から17番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地保健福祉センターの南東に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設・公益的施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、与那覇湾・池田橋近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種、宅地・墓地・原野等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番と4番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番と4番の説明をいたします。場所は、宮古高校の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番と4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、うむやす診療所近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、うむやす診療所の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、宮里動物病院の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、久松漁港の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明を 11 番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、久松漁港の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第 3 種農地連たん、宅地・公民館・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 9 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに説明を 11 番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、沖縄電力近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種、宅地・原野等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、東小学校の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん近接、宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行職員住宅の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は旧宮古病院跡地の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番と15番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号14番と15番の説明をいたします。場所は、池村保育所の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番と15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は池村保育所の近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所はOKモータース近辺に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港に隣接して、石灰岩盤などの原野状態であるため非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣集落内に位置し、申請地は雑草や灌木に覆われて農地としては利用できない事を確認し、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺比嘉集落内に位置し、旧宅地で農地としては困難であるため非農地として判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、平成30年第4回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成30年4月20日（金）

会	長	芳	山	辰	巳
15	番	委員	仲	里	長
16	番	委員	砂	川	明
					寛